

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第246号

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則

京都市生活環境美化センター規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「(ふん尿以外の一般廃棄物で本市が定期的に収集するものを除く。以下同じ)」を削る。

第2条第2項中「次長」の右に「, 担当課長」を加える。

第3条第3項中「担当課長補佐」を「担当課長, 担当課長補佐」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条第2号中「一般廃棄物」の右に「(ふん尿以外の一般廃棄物で本市が定期的に収集するものを除く。)」を、「係る」の右に「受託者の指導及び監督並びに」を加え、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「ふん尿」を「一般廃棄物」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 一般廃棄物の処理に係る相談に関すること。

第6条中「環境政策局長は」の右に「, 担当課長」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)